

# 石川県公報

平成27年1月9日

第12763号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

目	次
<b>告 示</b>	
○一般競争入札の落札者等 (行政経営課) 1	○公共測量終了公告 (監理課) 4
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課) 1	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 4
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同) 2	○入札公告 (警察本部) 4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課) 2	<b>公安委員会</b>
○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等 (河川課) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6
<b>公 告</b>	<b>監査委員</b>
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) 3	○定期監査結果公表 9
	○財政的援助団体等監査結果公表 9
	○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 10

## 告

## 示

**石川県告示第3号**

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
住民基本台帳ネットワークシステム通信機器 借上げ
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部行政経営課情報システム室  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成26年12月5日
- 落札者の名称及び所在地  
北陸通信ネットワーク株式会社  
金沢市西念一丁目1番3号
- 落札金額  
12,990,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年10月24日

**石川県告示第4号**

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
整形外科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	近江 礼	平成26年12月26日
〃	〃	〃	太田 敬	〃
〃	〃	〃	高橋 祐樹	〃
眼科	よした眼科クリニック	小松市符津町ム91	吉田 都是	〃
耳鼻咽喉科	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	上野 貴雄	〃
〃	〃	〃	室野 重之	〃
内科	〃	〃	尾山 光一	〃
外科	介護老人保健施設 葵の園丘の上	加賀市富塚町中尾126-2	渡邊 博之	〃
整形外科	小村整形外科	野々市市扇が丘488	小村 孝二	〃
〃	河北中央病院	河北郡津幡町字津幡ロ51番地2	井上 啓	〃

**石川県告示第5号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
整形外科	加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65	高澤宏太郎	平成26年9月30日
〃	河北中央病院	河北郡津幡町字津幡ロ51番地2	船木 清伸	〃
〃	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	岡本 義之	平成26年10月1日

**石川県告示第6号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、次のとおり告示する。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1-（ベンゾフラン-5-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1-（2-フルオロフェニル）プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロフェニル）-2-（イソプロピルアミノ）ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) 1-（4-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）オクタン-1-オン及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

平成27年1月5日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

**石川県告示第7号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び石川県中能登土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称  
二級河川御祓川水系御祓川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成27年1月9日
- 3 廃川敷地等の位置  
七尾市西藤橋町ニ部72番2及び74番5並びにカ部11番4及び18番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 84.08平方メートル

---

## 公 告

---

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)片町A地区再開発新ビル  
金沢市片町2丁目2番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
片町A地区市街地再開発組合 理事長 齊藤 尚善  
金沢市片町2丁目2番5号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年9月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,136平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 101台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 79台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 107.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。  
容量 38.73立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後8時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間(一部午前9時30分から午後8時30分まで)
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 3箇所  
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成26年12月25日
- 8 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 9 届出等の縦覧期間  
平成27年1月9日から同年5月11日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成27年5月11日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 ( 航 空 写 真 撮 影 )	平成26年7月15日から 平成26年11月30日まで	金沢市都市計画区域及び内灘町全域

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市白尾ル16番15及び農道の 無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 28.37m	金沢市増泉一丁目19番5-3号 有限会社エコ・プランニング	平成26年12月22日

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年1月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 借上件名及び数量  
視覚検査装置借上 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。

## (3) 借上期間

平成27年2月1日から平成34年1月31日まで

## (4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年1月16日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

## 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年1月19日（月）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成27年1月20日（火）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成27年1月20日（火）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 聴聞控室

## 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第1号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月9日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行の指定）七尾警察署管内（能越自動車道）の表に次のように加える。

15	国道470号（大泊ICオンランプ海側）	七尾市大泊町崎谷74番地先から七尾市大泊町泊54番地先まで	約280メートル	終 日	自動車	七尾大泊ICから県境パーキングに至る方向
16	国道470号（大泊ICオフランプ山側）	七尾市大泊町泊143番地先から七尾市大泊町崎谷60番地先まで	約330メートル	終 日	自動車	県境パーキング方向から七尾大泊ICに至る方向
17	国道470号（県境パーキング入口）	七尾市大泊町藤巻163番地先から七尾市大泊町藤巻26番地先まで	約140メートル	終 日	自動車	七尾大泊IC方向から県境パーキングに至る方向
18	国道470号（県境パーキング出口）	七尾市大泊町藤巻24番地先から七尾市大泊町藤巻48番地先まで	約120メートル	終 日	自動車	県境パーキングから七尾大泊ICに至る方向

別表第2（一方通行の指定）七尾警察署管内（能越自動車道）の表13の項を次のように改める。

13	国道470号（大泊ICオフランプ海側）	七尾市東浜町コ33番地先から七尾市大泊町マ1番地先まで	約250メートル	終 日	自動車	七尾城山IC方向から大泊ICに至る方向
----	---------------------	-----------------------------	----------	-----	-----	---------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）七尾警察署管内（能越自動車道）の表に次のように加える。

21	国道470号（大泊IC高架下）	七尾市大泊町マ1番地先	高架下方向からオフランプ海側への左折	自動車	終 日
22	国道470号（大泊IC高架下）	七尾市大泊町崎谷60番地先	高架下方向からオフランプ山側への左折及びオンランプ山側への右折	自動車	終 日

23	国道470号(大泊IC本線)	七尾市大泊町泊54番地先	本線七尾市街方向からオンランプへの左折	自動車	終日
24	国道470号(大泊ICオンランプ海側)	七尾市大泊町泊54番地先	オンランプから本線七尾市街方向への右折	自動車	終日
25	国道470号(県境パーキング出口)	七尾市大泊町藤巻48番地先	パーキング出口から本線富山県方向への右折	自動車	終日
26	国道470号(県境パーキング本線)	七尾市大泊町藤巻48番地先	本線富山県方向からパーキング出口への左折	自動車	終日

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)七尾警察署管内(能越自動車道)の表2の項を次のように改める。

2	国道470号(本線)	七尾市千野町ほ25番1先から 七尾市大泊町藤巻12番1先まで	終日	約13,617メートル
---	------------	-----------------------------------	----	-------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)大聖寺警察署管内の表42の項を次のように改める。

42	県道熊坂今出線	加賀市熊坂町220番地先から 加賀市大聖寺錦町40番4先まで	終日	約1,760メートル
----	---------	-----------------------------------	----	------------

別表第11(最高速度の指定)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

184	県道熊坂今出線	加賀市大聖寺地方町四の59番地1先から 加賀市大聖寺錦町40番4先まで	約610メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	---------	--	----------	------------	----	------------------------

別表第11(最高速度の指定)大聖寺警察署管内の表46の項を次のように改める。

46	県道熊坂今出線	加賀市大聖寺関町16番地先から 加賀市大聖寺地方町6乙49番地2先まで	約350メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
----	---------	--	----------	------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内(能越自動車道)の表に次のように加える。

27	国道470号(本線)	七尾市千野町ほ25番1先から 七尾市千野町二十之部17番地5先まで	約500メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車
28	国道470号(本線)	七尾市千野町二十之部17番地5先から 七尾市千野町と之部63番地先まで	約300メートル	毎時50キロメートル	終日	自動車
29	国道470号(本線)	七尾市千野町と之部63番地先から 七尾市大泊町藤巻12番1先まで	約12,817メートル	毎時50キロメートル		雨、風雪、凍結等により走行に影響を及ぼす恐れがあるとき 自動車
30	国道470号(大泊ICオンランプ海側)	七尾市大泊町崎谷74番地先から 七尾市大泊町泊54番地先まで	約280メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車
31	国道470号(大泊ICオフランプ山側)	七尾市大泊町泊143番地先から 七尾市大泊町崎谷60番地先まで	約330メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車

32	国道470号(県境パーキング入口)	七尾市大泊町藤巻163番地先から七尾市大泊町藤巻26番地先まで	約140メートル	毎時40キロメートル	終 日	自動車
33	国道470号(県境パーキング出口)	七尾市大泊町藤巻24番地先から七尾市大泊町藤巻48番地先まで	約120メートル	毎時40キロメートル	終 日	自動車

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内(能越自動車道)の表24の項を次のように改める。

24	国道470号(本線)	七尾市千野町と之部63番地先から七尾市大泊町藤巻12番1先まで	約12,817メートル	毎時70キロメートル	終 日	自動車
----	------------	---------------------------------	-------------	------------	-----	-----

別表第13の2(専用通行帯)金沢東警察署管内の表1の項及び表9の項を次のように改める。

1	主要地方道金沢停車場線	金沢市本町1丁目1番20号先から金沢市本町1丁目43番地先まで 白銀交差点から安江町交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約180メートル	7:30から9:00まで、17:00から18:30まで(土・日曜、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線は、バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
9	主要地方道金沢停車場線	金沢市安江町1番10号先から金沢市安江町1番1号先まで むさし西交差点から武蔵交差点に向け、道路中央分離帯から左側車線の部分	約80メートル	7:30から9:00まで、17:00から18:30まで(土・日曜、休日を除く。) 及び15:00から18:30まで(土・日曜、休日に限る。)	道路の左側端から数えて3番目の車両通行帯を右折バス専用通行帯とする。その他の車線は右折バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	右折バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー(回送車を含む。)4人以上乗車の自動車及び自動二輪車で右折する車両とする。

別表第17(停車及び駐車禁止)金沢東警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	主要地方道金沢停車場線	金沢市本町1丁目1番20号先から金沢市本町1丁目43番地先まで 白銀交差点から安江町交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分(法第44条第1項各号に定めるものを除く。)	約180メートル	7:30から9:00まで、17:00から18:30まで(土・日曜、休日を除く。)	車両(ただし、人の乗降のための停車を除く。)
---	-------------	--	----------	--	------------------------

別表第18(駐車禁止)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

147	県道熊坂今出線	加賀市大聖寺関町16番地先から加賀市大聖寺地方町6乙49番地2先まで	約350メートル	終 日	車 両
-----	---------	------------------------------------	----------	-----	-----

別表第18(駐車禁止)大聖寺警察署管内の表50の項を次のように改める。

50	県道熊坂今出線	加賀市大聖寺錦町40番4先から加賀市大聖寺地方町四の59番地1先まで	約610メートル	終 日	車 両
----	---------	------------------------------------	----------	-----	-----

別表第22(右折方法の指定)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

15	主要地方道 金沢停車場線	金沢市安江町294番地1先 (むさし西交差点)	原動機付 自転車	終 日	主要地方道金沢停車場線を東進 して道路中央に寄って右折(小 回り)
16	市道1級 幹線119号 金沢駅通り線	金沢市安江町12番4号先 (むさし西交差点)	原動機付 自転車	終 日	市道1級幹線119号金沢駅通り 線を南進して道路中央に寄って 右折(小回り)

**監 査 委 員**

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成26年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年1月9日

石川県監査委員 向 出 勉  
同 田 中 博 人  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
石川四高記念文化交流館	平成26年12月15日	平成26年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
歴史博物館	〃	〃	〃
能楽堂	〃	〃	〃
金沢教育事務所	〃	〃	〃
盲学校	平成26年12月17日	〃	〃
金沢商業高等学校	〃	〃	〃
金沢泉丘高等学校	〃	〃	〃
金沢中央高等学校	〃	〃	〃
七尾高等学校	〃	〃	〃
七尾城北高等学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
北部家畜保健衛生所	平成26年12月19日	〃	〃
消防学校	〃	〃	〃
鹿西高等学校	平成26年12月22日	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成25年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年1月9日

石川県監査委員 向 出 勉  
同 田 中 博 人  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の結果
公益財団法人石川県デザインセンター	平成26年12月15日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県体育協会	平成26年12月17日	〃
へぐら航路株式会社	平成26年12月19日	〃

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年1月9日

石川県監査委員 向 出 勉  
同 田 中 博 人  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 102 号  
平成26年12月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成26年11月28日付け石監査第428号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	大聖寺警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、全職員を対象に、交通事故防止を題材とした検討会を実施し、安全運転に対する心構えや安全確保のために遵守すべき基本事項の再確認を行ったほか、同乗者による安全確認補助の方法についての誘導訓練を行うなどの交通事故防止対策を実施し、交通事故防止の徹底を図りました。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>